

埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会旅費規定

(趣旨)

第1条 この規定は、埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会会則第4条で定める事業のため、研修会等へ参加する役員等の旅費について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 旅費の支給対象者は、役員及び顧問とする。ただし、理事会で承認を得た場合は、本規定を適用することができる。

(旅費の種類)

第3条 この規定による旅費の種類は、次のとおりとする。

(1) 交通費 (2) 宿泊料 (3) 日当

(交通費)

第4条 交通費の額は、別表第1の額を上限とする。

2 交通費の算出は、最も経済的な方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、天災など特別な事由がある場合は、この限りではない。

3 主催団体から報償等が支給される場合は、旅費を支給しないものとする。

(宿泊料)

第5条 宿泊料は、1夜当たり別表第1の額を上限とする。

(日当)

第6条 日当は、別表第2の定額とし、理事会及び監査会に限り支給する。ただし、幹事には、支給しない。

(旅費の前払)

第7条 旅費の前払を受けようとする者は、旅費前払金申請書兼受領書(様式第1号)を作成し、会長に提出しなければならない。

(旅費の精算)

第8条 研修会等へ参加した者は、研修復命書兼旅費精算書(様式第2号)を作成し、会長に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第9条 この規定に定めるもののほか、旅費の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(変更)

第10条 この規定及び別表は、理事会の承認を得なければ変更することはできない。

附 則

この規定は、平成26年10月1日から施行する。

この規定は、令和2年10月1日から一部改正し施行する。

別表第1 (単位：円)

区 分	全国大会	関ブロ大会・その他
交通費(上限額)	25,000	20,000
宿泊料(上限額)	10,000	9,000

※関ブロ大会が全国大会を兼ねる場合には、関ブロ大会の支給額とする

別表第2 (単位：円)

日当(定額)	1,000
--------	-------

埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会旅費規定に係る運用

《理事会の決定事項》

- 1 旅費のほか、研修会等の参加費（資料代）は、全額を本会が負担する。ただし、自由参加となる情報交換会（懇親会）などの経費は、個人負担とする。
- 2 全国大会へは、原則として会長が参加し、顧問・副会長は所属市町村等の負担での参加とする。
- 3 関東甲信越静社会教育委員連絡協議会理事会へは、会長が出席するほか、関ブロ大会担当幹事を派遣するものとし、関ブロ大会の円滑な実施に向け、積極的に大会関連情報の収集に努めるものとする。
- 4 関ブロ大会への参加については、別に定める。

別表（第4条関係） 会長あて出席要請の会議一覧

名称	備考（支給可否・その他参考情報）
彩の国コミュニティ協議会総会	支給する（交通費の実費）
全国社会教育委員連合総会	支給する（交通費の実費）
関東甲信越静社会教育委員連絡協議会	支給する（交通費の実費）
彩の国教育の日推進会議	支給しない（旅費は主催者負担）
「埼玉・教育ふれあい賞」表彰式	支給しない（旅費は主催者負担）
埼玉県社会教育委員会議	支給しない（報酬あり）
埼玉県人権教育実践報告会実行委員会	支給しない（報償費あり）
埼玉県道徳教育推進協議会	支給しない（報償費あり）

附 則

- 1 平成26年9月26日の理事会で決定し、平成26年10月1日から適用する。
- 2 平成28年9月15日の理事会で決定し、平成28年10月1日から適用する。
- 3 令和2年9月24日の理事会で決定し、令和2年10月1日から適用する。

関東甲信越静社会教育研究大会への役員派遣について

（令和2年10月1日施行）

将来の埼玉大会開催に向けた、視察及び情報収集に努めるため、以下のとおり役員を派遣する。当該役員は、出席できるよう努めるものとする。

役 職	派遣区分	会計区分	備 考
会 長	毎 年	一般会計	
副会長	毎 年	特別会計（関ブロ積立金）	関ブロ担当地区から
幹 事	任期中1回	特別会計（関ブロ積立金）	関ブロ担当地区から

上記に関わらず、大会前年度においては、全地区副会長及び幹事が大会に出席し、埼玉大会PRを実施する。その際の旅費については、特別会計から支弁するものとする。